

氏 名	やま なか まさる 山 中 優
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	論 法 博 第 167 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	ハイエクの政治思想 ——市場秩序にひそむ人間の苦境

論文調査委員 (主 査) 教 授 小 野 紀 明 教 授 亀 本 洋 教 授 的 場 敏 博

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、「自生的秩序」を重視するハイエクの政治思想を今日の状況の下に改めて評価し、従来の解釈に修正を加えようとする試みである。彼の政治思想は、社会主義との対決を明確に意識して構想されたものであるが、社会主義体制がかつての輝きを失い、グローバル化が急速に進展しつつある現在、ハイエクの政治思想が如何なる意義を有しているかを検討することが、本論文の主題である。

ハイエクの議論を、政治権力の不完全性を指摘するとともにその危険性を警戒し、社会秩序の自生的性格を強調する議論としてのみ理解することは、もはや社会主義なき21世紀のグローバル化の時代において、危険な帰結をもたらす恐れがあると思われる。というのも、ハイエクの自生的秩序論はけっして市場の無条件的な礼賛に終始する、それゆえ資本の自由な運動が生み出すグローバルな秩序に相応しい秩序観ではないからである。寧ろハイエクの議論は、市場の論理が人々の自然的感情にそぐわない冷酷非情な側面を孕んでいることを率直に認めるものであり、それを承知の上で自覚的に市場を受け入れることを求めている点で、自生的秩序とは呼ばれながらもそこに働く人間の意志の契機を重視していることが理解される。この点を見誤るならば、彼の自生的秩序論は、現代的資本に独自の論理で進展するグローバル化に適った政治思想であると安易に誤解されることになるであろう。

ハイエクは、確かに一方で政府の統制に頼る必要性を効果的に抑制しうる自生的な社会秩序原理として市場秩序論を展開した。しかし、他方で彼は、政治権力の必要性を明確に認めていた。それは、単に市場という自生的秩序の働きがもたらした社会的弱者を外部から補助する一定の社会保障制度を担保する政治という理由にとどまらない。寧ろ晩年のハイエクは、市場秩序自体を維持するためにこそ政治権力の必要性を力説するに至ったのである。そこに晩年の彼が唱えた議会制改革論の根拠があった。議会制の改革を彼が主張するのは、市場の論理が余りにも人々の自然的感情に反するものであるが故に、市場に対する反発を権力的に抑える必要があると判断されるからである。その上、この「市場に対する反発」という問題意識は、実は市場秩序の世界的規模での自生的な普及・伝播を説くハイエクの進化論にも通底するものであった。ハイエクの議論のこうした側面を看過して、市場秩序の自生的性格を強調する側面のみを取り出し、社会主義や福祉国家が全盛期であった当時の時代背景を抜きにして、市場原理の復権を極端なまでに唱え続けることは、ハイエクの全体像を過度に単純化することに他ならない。われわれが、ハイエクの自由論や市場論についてのみならず、その「政治思想」についても語ることができるのは、その市場秩序論がハイエクにおいては政治論と密接に結び付いていたからなのである。

本論文は、以上のような問題関心を抱きつつ、ハイエクの政治思想的業績の第一歩ともいえるべき『隷従の道』から、壮年期の大著『自由の条件』を経て、晩年の三部作『法・立法・自由』、さらには最晩年の『致命的な思い上がり』に至るまでの彼の議論を跡づけることによって、「ハイエクの説く市場秩序が如何に厳しい自由の規律を人々に課するものであったか」という観点、及び「自生的な市場秩序はその厳しさゆえに政治権力に対してどのような働きを要請することになったか」という観点から、彼の政治思想について原理的考察を加えようとするものである。

まず第一章では、『隷従への道』を取り上げ、そこに展開されたハイエクの全体主義批判、即ち、経済統制に全体主義の根源を認めようとする彼の議論が一面的であることを指摘した上で、この著作は全体主義批判の正否という観点から読まれるべきではなく、寧ろそこにその後の彼の自由主義に対する評価の萌芽が秘められている点にこそ注目すべきであることが強調されている。この著作は、人々を自由主義体制につなぎ止めるには、経済統制が隷従の危険性を孕んでいることを指摘することに求めるしかないという、彼の悲観的な論調においてきわめて特徴的なのである。

第二章では、『自由の条件』で体系的に主張された彼の自由論を取り上げ、その最大の特徴が「人間の無知」に自由の存在理由を求めるという、「無知の承認に基づく自由擁護論」に存することを指摘した上で、彼の自由論が義務論と帰結主義の間で揺れ動きつつ、『自由の条件』以降、楽観主義から悲観主義へと論調を変えていったことを論じる。

第三章では、楽観主義から悲観主義へのハイエクの論調の変化が、晩年の『法・立法・自由』や『致命的な思い上がり』で展開された文化的進化論とけっして矛盾するものではなく、却ってそれと軌を一にするものであることを示し、その文化的進化論の中心的要素である「市場秩序の“意図せざる結果”としての出現」という主張が、楽観主義から悲観主義への論調の変化に伴って、その意味内容を転換させていったことを論じる。さらに、晩年のハイエクの唱えた議会制改革論が文化的進化論と矛盾してはいないことを示した後、意図せざる結果として出現した市場秩序を守るべきエリートに対して、ハイエクが市場競争における「努力に与えられる報酬」をめぐる硬軟を交えた統治術を駆使することを要求していること、しかしそこには重大なジレンマが存在することが論じられる。

第四章では、ハイエクの議論における自生的秩序と政治権力の関係に焦点を当て、実は政治権力の行使が彼においても明確に要請されていたことを論じるとともに、そうした彼の議論が現代の国際政治経済システムのあり方にとって如何なる意味をもつのかについて、著者の見解が披瀝されている。著者によれば、ハイエク的な自由原理が適用されるべきは発展途上国よりは寧ろ先進国に対してであり、国際的な雁行形態の経済発展を実現して国際政治経済システムを安定させるために、途上国には開発主義の採用を認めつつ、我が国も含めた先進諸国こそが、ハイエク的な自由原理に則って創造型の技術革新を目指していく必要がある。しかしながら、ハイエク自身が、その長きにわたる思想的格闘にもかかわらずわれわれが彼の主張する自由原理に従うべき思想的根拠を十分に提示しているとは言い難く、その探求はわれわれに残された課題であることを、著者は指摘している。

最後に終章で、二十世紀最後の四半世紀における市場原理復権の潮流にもかかわらず、現実にはハイエクの理想とした市場秩序が我が国で実現するには程遠い現状であることを指摘した上で、これまでの開発主義的システムに慣れ親しんできた我が国がそこから脱却し、国際政治経済システムの安定に貢献するためにハイエク的な自由原理に従うにあたって、確かに目指すべき目的はハイエク的自由原理にあるとしても、その過程として余りにも急進的な改革の道をとることは却って逆効果であり、ハイエクによっては必ずしも十分に提供されずに終わった自由の思想的基盤を整えつつ、寧ろ慎重且つ着実な適応の方策が採用されるべきであることを論じる。

論文審査の結果の要旨

ハイエク研究は盛んであるが、彼がなによりも経済学者であったためにその大部分は経済学研究者の手になるもので占められている。こうした動向とは異なり、本論文は政治学研究者により政治学的な観点からハイエクに迫ろうとしている点に最大の特徴がある。政治学的な観点から分析を施すとは、『隷従への道』を中心とする全体主義批判という周知の論点を繰り返しているということではない。その意味は、経済活動が結果としてもたらす「自然」としての自生的秩序を重視することこそが彼の思想の要諦として一般的に強調されるのに対して、権力による秩序の政治的・法的構成という「作為」の側面に光が当てられているということである。このことは、現実政治に対する彼の影響という点から見ても、重大な解釈の変更をもたらすことになる。つまり、ハイエクを引用しつつ、富の分配と共同体の秩序の維持を市場の自律的な機能に可能な限り委ねるべきであると主張する新古典派経済学とそれに依拠する新自由主義に異議を唱えることを意味しているのである。本論文の主題がこの点にあることを、著者自身は次のように述べている。「というのも、ハイエクの自生的秩序論をつぶさに検討するならば、それは決して、市場の無条件な礼賛に終始する単純なものではないことが分かるからである。むしろハイエクの議論は、後述するように、市場の論理が人々の自然感情にそぐわない冷酷無情な側面を孕んでいることを率直に認

めるものであり、それを承知の上で覚悟して市場を受け入れることを迫る非常に厳しいメッセージをわれわれに突きつけるものなのである。」

しかしながら、「自然」と「作為」、換言するならば「経済活動がもたらす自生的秩序」と「政府による法的な秩序構成」とは矛盾しないのであろうか。ハイエク自身が厳しく批判する「設計主義」に自ら陥ることにならないのか。西洋政治思想史にも通じている著者は、この問題に対する解答をヒュームやスミスに見ているように思われる。というのも、彼らは、人間相互の自然的な感情の交流こそが道徳や共同体的秩序の核心に位置していることを強調しつつ、他方でそこに合理的な考慮が働くことによってこそ現実に人々が従っている正義の原則や秩序が人為的に形成されると主張していたからである。ヒュームについてはもとよりのこと今日のスミス研究においても、彼が素朴に「見えざる手」による予定調和的秩序の実現を信じていたという所説は覆されつつある。つまり、イギリスにおいて発展した本来の自由主義とは、経済活動に基づく秩序形成に一定の信頼を置きつつ、それを統制する政府の役割を決して排除するものではなかった。そして、このように政府の役割を肯定することは、計算的理性によりすべてを予測し、「組織」を人為的に構築しようとする「設計主義」とは基本的に異なるのである。本論文の最大の成果は、ハイエクの政治思想をイギリス自由主義の系譜に正当に位置づけることによって、それが自生的秩序の全面的信頼に依拠して政府の役割を最小限に抑制しようとするものであるという従来の解釈を否定し、その結果、後期になって主張され始める議会制改革論が自生的秩序論と矛盾するわけではなく、寧ろそれを積極的に補完するものであることを明らかにした点に存するのである。

他方で、政治学的な観点を重視するという本論文の特質は、その強みであると同時にその弱点でもある。本論文の第四章と終章は、現代の政治経済システムの円滑な機能遂行とそのために日本が果たすべき役割に関する提言とも言える部分であるが、そこでは、現状認識のみならず対応すべき方策という点でも村上泰亮をはじめとする論者たちの経済学的な分析に全面的に依拠している部分が多く、それらに対する著者自身の批判的分析が施されていない上に、いささか木に竹を接いだという印象を与える。敢えて望蜀の観を述べるならば、ここは著者の本領である政治学的分析を駆使して、グローバル化がもたらす政治文化の変容とハイエクの文化的進化論の対話に終始したほうが、本論文の一貫性が保たれたのではないかと思われる。

しかしながら、本論文の真価は、政治学的な観点に立つことによって従来のハイエク解釈に重大な修正を施したこと、その際に彼をイギリス自由主義の系譜のなかに正しく位置づけることに成功していることに求められ、この点だけをもってしても本論文が学界に多大の寄与をなしたと評価しうるものである。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成19年12月20日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。